

## 1—2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）

### (1) 貸付対象者

恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者

### (2) 貸付条件

貸付限度額	運転資金 3,000万円
貸付利率	年2.1%
	後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1）
	年1.9%
貸付期間	運転資金 1年以内
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	一括返済
その他	本資金を、返済期日に正常運転資金の範囲内で借換え、継続利用することが可能。また、その他の県制度融資の借換えも可能

※1 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>
① 中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第2号） ② 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
<b>イ 提出部数</b>
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

### (5) その他のポイント

#### ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

#### イ 資金用途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

#### ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県の制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

#### エ その他

- (ア) 取扱が可能な金融機関は、申込中小企業者との間に与信取引（預金取引は含まない）が3年以上ある金融機関に限る。
  - (イ) 原則として、融資の申込額は直近決算における正常運転資金の範囲内とする。  
なお、正常運転資金の算出は、計算式「売上債権＋棚卸資産－買入債務」によることとし、貸借対照表を作成していない場合は、申込額は直近決算期の月売上高の2か月分を限度とする。
  - (ウ) 借換時に運転資金額を見直した結果、算出された正常運転資金額が既存中小企業振興資金（短期継続融資枠）の利用金額を下回った場合は、原則として算出された金額の範囲内での申込とする。
  - (エ) 申込額が正常運転資金額を超える場合は中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票（様式第2号）に理由等を記載すること。